

清貧及びコンスタンティヌス帝の寄進を巡る ダンテの思想¹⁾

渡辺 元裕

1. 序論

ダンテは『神曲』において教皇や聖職者たちの貪欲さを度々批判し、その一方で使徒的清貧を愛し実践したアッシジのフランチェスコを高く評価している。実際「天国篇」第11歌においてダンテはトマス・アクィナスの口を通してフランチェスコの生涯を称賛しており、フランチェスコに対し聖人たちの中で最上級の評価をしている²⁾と言っても過言ではない。また『神曲』の他の箇所においてもフランチェスコやその弟子たちを肯定的に描写³⁾する場面が散見される。このようにダンテはキリストに倣ったフランチェスコが自ら範を示した「清貧」を評価し、それは『神曲』の中において貪欲さに対比され、ダンテが作品中に登場する人物たちを評価する際の重要な判断材料の一つとなっている。

また聖職者が清貧の道を踏み外し腐敗するきっかけになった原点とダンテが考えている事件の一つとしてコンスタンティヌス帝による西ローマ帝国の寄進を挙げることができる。これはコンスタンティヌス帝が自らのライ病を治癒してくれた教皇シルヴェステル1世に対し、その御礼として西ローマ帝国を寄進したという伝説に由来する。この時に発行されたとされる「コンスタンティヌス帝の寄進状」は実際には偽書であったが中世以降、教皇が現世における支配を推し進め皇帝権に対する教皇権の優位を主張する際の根拠として利用されるようになる。

以下本論の各章では、必要であれば議論の前提となる歴史叙述や幾つかの用語説明を行いつつ、①ダンテが考える清貧とは具体的にはどのようなものなのか、それは同時代のフランチェスコ会聖霊派の者たちが考えた清貧や世界観とどう違うのか。②コンスタンティヌス帝や彼による西ローマ帝国の寄進に関するダンテの評価の変遷。コンスタンティヌス帝本人や寄進の伝説に関してダンテがどのように考え『神曲』で表現しているのか。そしてそれはダンテの他の著作、『帝政論』で記した考えと相違点が存在するのか。本稿では主にこの2点に焦点を当てそれを原典に基づき検証する。

2. 議論の前提として

ダンテ自身が教皇庁から破門された事実は存在しておらず、また生前において異端の嫌疑で告発されたような記録も残っていない。しかしダンテの著作が教皇庁との関係で問題を生まなかったというわけではなく、その関係が良好であったとは考えにくい。例えばラテン語で書かれた『帝政論』はダンテの死後、ドメニコ会士グイード・ヴェルナーニによりその内容が激しく攻撃された後、教皇ヨハネス 22 世のロンバルディーア派遣特使であったベルトラン・ドゥ・ブジェ枢機卿の指揮の下、1329 年ボローニャで焚書処分を受けた⁴⁾。

また 16 世紀後半の対抗宗教改革期において『帝政論』は *Index librorum prohibitorum* いわゆる「禁書目録」に登録され、その禁令が解除されたのは 19 世紀も後半となった 1881 年のことである⁵⁾。従ってダンテ自身と教皇庁との関係は相応に緊張を孕むものであったと判断しうると同時に、教皇庁が数百年間にわたりダンテの著作に含まれる思想を問題視していたことが理解できる。しかしダンテと教皇庁との間の緊張関係は『神曲』に教皇批判が多数含まれることから一見すると容易に読者に想像可能であるにも関わらず、『神曲』そのものが教皇庁から「禁書指定」を受けたことはなかった。

このような歴史的事実から、ダンテが『神曲』で示した考えと『帝政論』

の記述には神学的な問題への踏み込み方に違いがあるのではないかという仮説が発生してくる。この仮説が本稿における問題意識の出発点であり、ダンテが『神曲』と『帝政論』で記した思想の相違点を検証する際の切り口ともなる。実際、教会の腐敗や聖職売買に対する批判は中世以前から存在する半ば「定番化」している論点⁶⁾でもあり、ダンテの教皇批判も聖職売買や貪欲さに集中しているが、裏を返せばダンテによる聖職者の腐敗や聖職売買への批判のみが教会からの特別な警戒を集めたとは考えにくい。聖職者の腐敗に関してはボナヴェントゥーラなどフランチェスコ会の修院派寄りの者たちもまた批判していたことが知られている。またコンパーニ『年代記』が記している通り、ダンテの仇敵とも言える存在であり『神曲』で度々批判している教皇ボニファキウス8世に対しては、フランス王フィリップ4世ら彼の政敵は、聖職売買や貪欲さに限らないより幅広く重大な罪を列挙し批判⁷⁾していた。その点においてダンテの批判は教皇たちを地獄に落としているというそのインパクトにも関わらず、その質や幅の広さという点から見て、同時代の批判と比較してその痛烈さにおいて必ずしも突出したものというわけではない。

従ってダンテが清貧という観点からフランチェスコを高く評価していること、及びダンテとフランチェスコ修道会との関係を表面的に考えるのみならず、この時代キリスト教世界やフランチェスコ修道会内部を大きく揺るがしたいわゆる「清貧論争」に対してダンテがどのような態度を取ったのかに関しても考察する必要がある。ダンテが生き書いた時代が、フランチェスコ会内部で起こっていた「清貧論争」が激しく行われていた時期と相当程度重なっている点を意識し、ダンテが評価する清貧とフランチェスコ会聖霊派が唱えた厳格な清貧思想がどのような関係にあるのか考察する必要性が生じる。聖霊派はまさにその清貧の解釈と実践において修院派や教皇庁と対立し、最終的に異端と見做されたからである。キリストやその使徒たちは個人としても集団でも金銭を持たなかったという考え方を背景に、フランチェスコもそれに倣い厳守するよう明確に記した遺言や会則を弟子たちに残したの

であるからそれに倣うべきであり、それがキリストに倣うことでもあるとの思想を背景に有し、それを万難を排し実践しようとしたフランチェスコ会聖霊派の考える清貧に対して、ダンテが具体的にはどのような態度を取り、それを作品中に残しているのかに関して以下具体的に見てゆく。

3. 清貧に関してダンテが『神曲』で語っていること

『神曲』で清貧と関係する場面を順番に見てゆく。

「地獄篇」第19歌 88-99行目

私がここで向こう見ずになりすぎたのか否か、私には分からないが／私は彼にこうした調子で答えた。／「ああ、さあ私に話してくれ。どれだけの宝（＝金銭）を望まれたのか／我らが主は、ただ鍵を聖ペトロの力に委ねる前に。／「私の後について来なさい」ということの他には彼（＝キリスト）は何一つ要求しなかった。／ペトロも他の者たち（＝他の使徒たち）、マティアから奪い去ることは無かったのだ／金も銀も。／邪悪な魂（＝イスカリオテのユダ）が失った場所へと／彼がくじ引きによって割り当てられた時には。／それ故にお前は、（ここ地獄に）留まれ、お前が正当に罰せられているからだ。／そしてお前をカルロ（＝シャルル・ダンジュ）に対して大胆にさせた、／あの不正に収奪した金をよく見張っておけ⁸⁾。

この場面でダンテは、『聖書』の逸話を引き合いに出しながら、キリストや使徒たちは弟子たちを迎え入れる際、決して金銭を要求する事が無かったと述べ、聖職売買を行っている教皇ニコラウス3世を批判する。ここで問題とされていることは一般論としての貪欲さであり、具体的には聖職を巡っての金銭のやり取りであるが、そこから一步踏み込んだダンテ個人の清貧についての考え方などには触れられていない。そして清貧との関係でダンテはニ

コラウス 3 世の重要な情報に触れていない。ニコラウス 3 世はフランチェスコ会聖霊派と修院派の対立を調停し、聖霊派の厳格な清貧の実践に法的な保障を与えるという観点から彼らに好意的な方向性を有する教皇令⁹⁾を発出しているのである。

「天国篇」第 21 歌 127-135 行目

ケファス (=ペトロ) も聖霊の大いなる水壺 (=パウロ) も歩んだのだ / やせ細った姿で、裸足で、 / どの宿であれ食べ物を貰い受けながら。 / 今や現代の羊飼 (= 聖職者) たちは / 左右から (彼らを) 支える者や (手を引いて) 引っ張ってくれる者を望んでいる。 / 彼らはいそいそ太っているので、後ろから持ち上げてくれる者も必要としている。 / 彼らは自分たちのマントで遠乗り用の馬を覆っている、 / その結果として 2 匹の獣が一枚の皮の下で進んでいる。 / ああ、(この墮落に対して) たいそう寛大にふるまわれる (神の) 忍耐力よ ! ¹⁰⁾

この「天国篇」第 21 歌の箇所では、ペトロとパウロのフランチェスコを連想させるような清貧さを守った伝道が強調され、それと対照的な貪欲さに塗れた聖職者たちの奢侈が批判されている。この場面での聖職者批判は一歩踏み込んだ、ペテロとパウロが「裸足で、どの宿であれ食べ物を貰い受けながら進んだ」という清貧の具体的な実践 (裸足で喜捨を受けながら生きる) に言及した議論をダンテは展開しようとする気配は見せる。そしてここに聖職者の所有権に関するダンテの漠然とした否定的評価を読み取ることは不可能ではないが、それでもダンテが清貧の意味するところを所有権の放棄であると具体的に定義しているとまでは指摘し得ない。「天国篇」第 11 歌においてダンテがフランチェスコやその初期の弟子たちの清貧を称賛した場面でも、ダンテの称賛の中身には清貧の実践面に関して具体性を持って触れる記述は乏しく¹¹⁾、フランチェスコ個人の清貧への思いを賞賛しつつも「1223 年」会則を承認した教皇庁の認可の枠組み¹²⁾も意識した中でそれを行ってい

る。以上の事からダンテは『神曲』という作品において、清貧の実践に関する具体的な中身に踏み込むような議論は行わず、それを避ける方向性で執筆を進めたということが推察される。そのみならずダンテは『神曲』でフランチェスコ会の「清貧論争」そのものから明示的に距離を取るような姿勢を見せる。

「天国篇」第12歌 121-126行目

私は（以下のように）言い得る。我々の本の紙を一枚一枚、探し求める者は、／未だに見つけることができるかもしれない／その中で「私は昔のままの私です」と読める（紙を）。／しかし（それは）、カザーレ出身でもアックアスパルタ出身¹³⁾でもないであろう。／そこからやって来る（修道士たちは）は文書（＝会則）に対して、／「一方はそれ（＝会則）から逃れて、もう一方はそれを締め付けているからだ。」¹⁴⁾。

この場面での「我々の本」はフランチェスコが残したフランチェスコ修道会を指すならば、ここで議論となっているのは教皇庁に認可されたフランチェスコ会の会則「1223年会則」¹⁵⁾を意味していると考えられる。しかし敢えて曖昧な書き方をする事によって、それが教皇庁による会則認可以前のフランチェスコの意思そのものの¹⁶⁾事を指している可能性にも含みを持たせており、墮落したフランチェスコ会士たちに守られていないフランチェスコの会則や遺訓の具体的な内容もここでは明確にはされていないため、ダンテが具体的にどんなことを問題視し、議論したいのかはこの箇所を字義的に読むだけでは必ずしも明確には見えてこない。しかしダンテはここではウベルティーノ・ダ・カザーレ（聖霊派）とマッテオ・ダックアスパルタ（修院派）というそれぞれのグループを代表する人物名を換喩として用い、聖霊派と修院派の双方を批判しているのであるから、素直に読むならばダンテがここで曖昧に記した問題とは彼らが対立する清貧の解釈に関する問題であり、双方の対立を念頭に置きつつも、そのどちらからも距離を取っていると判断

せざるを得ない。

この修院派も共に断罪する態度はダンテの死後、聖霊派を異端とした後に修院派も弾圧した教皇ヨハネス 22 世の態度とその結果においては類似しているが、ダンテがヨハネス 22 世と清貧に関する考え方を共有していたとは考えられない。ヨハネス 22 世はキリストと使徒たちは個人としても集団としても無所有であったという考え方を異端と認定¹⁷⁾した事により、聖霊派だけではなくフランチェスコ会全体を断罪しようとしたからである。清貧論争から距離を取り、聖霊派の清貧観をそのまま受け入れないダンテであるが、『神曲』で聖霊派への断罪にも同調していない事は「地獄篇」第 27 歌 85-90 行目や「煉獄篇」第 2 歌 91-99 行目の描写から明らかである。この場面でダンテは修院派のボナヴェントゥーラに語らせている上に、ダンテは「1223 年会則」の認可を聖霊の働きによるものと記し（「天国篇」第 11 歌 97-99 行目）、教皇庁の認可を重視する姿勢を見せていることから、ダンテは修院派に対しては「1223 年会則」からの逸脱を、聖霊派に関しては清貧をキリスト教的美德の中で極端に重視する、行き過ぎた清貧の実践を問題視していると推測することも可能ではある。いずれにせよダンテの生前において既に極めてセンシティブな問題¹⁸⁾になっていたと考えられる「清貧論争」に対してダンテが『神曲』で明確に自身の立場を示し、積極的に加わるような態度は見せていないことは指摘できるであろう。

清貧に関してダンテが『帝政論』で語っていること

『神曲』において聖霊派と修院派の双方を批判し、「清貧論争」から距離を取ったダンテの態度は、果たしてどこまでダンテの「本心」と言えるであろうか。『帝政論』においてダンテが示した所有に関する考え方を参照し比較することでその辺りの事情が可視化されよう。

『帝政論』第 3 巻、第 10 章 14-17

教会ははっきりとした禁止命令を通じて、世俗の富を受け取ることに

は適していない。それはマタイが、「あなた方の財布の中には金も、銀も貨幣も持つてはならないし、道行きのためのかばんも持つてはならない」等々と述べられているとおりである。ルカにおいて我々はこの命令がある種のことに関しては緩められている¹⁹⁾のが見出されるが、しかしその禁令の後に、私は教会が金や銀を所有することを許可されたことを見出すことができなかった。

それゆえに、コンスタンティヌス帝自身がそれ（＝西ローマ帝国の寄進）を行うことができたとしても、もし教会がそれを受け取ることができなかったならば、そのような行為（＝寄進）自体が不可能であった。したがって（以下のことは）明らかである。すなわち、教会が所有物としてそれ（＝西ローマ帝国）を受け取ることができなかった事も、（コンスタンティヌス帝は）譲渡によって与えることもできなかった事も。皇帝はしかしながら、財産やその他の物を教会の保護の下に置くことはできるのである、上位にある支配（＝皇帝の支配）が常に揺るがない（のであれば）。神の代理人もまた受け取ることができたのであった。所有者としてではなく、教会のため、キリストの貧しき者たちのために利益を分配する者として。使徒たちがこのように行ったことは知られていないわけではない²⁰⁾。

ダンテは『帝政論』では『マタイによる福音書』のキリストが使徒たちに金銭を持たないように語った場面を引き合いに出し、それを教会全体の所有権に拡大²¹⁾して議論を行う。そして『ルカによる福音書』を根拠に所有権の放棄には一定の留保を付けることこそ否定してはいないが、それでも教会が金銀を所有する根拠を見いだすことは出来なかったと述べる。そしてこうした『聖書』の記述のダンテなりの解釈を基に更に解釈を拡大し、教会の所有権そのものを否定²²⁾し、この論理に基づきコンスタンティヌス帝の寄進は無効であるのだと主張する。そして教会は所有者にはなれないが、皇帝の所有物を貧しき者たちへと分配する者としてそれを一時的に受け取ることだけでは

きるとも述べる。

所有権を有しない教会が貧者に分配するために金銭を一時的に受け取ることだけは出来るとするこの「所有と使用」を分離する思想的枠組み及び表現は、フランチェスコ会士たちが展開した、所有権を放棄しつつもそれを用いることは出来るとしたいわゆる「モノの単純な使用」と言った概念を否応なく連想させる。創設者の清貧に倣う彼らフランチェスコ会士たちが、所有権は有しない²³⁾が単純にそれを使用する事だけはできるという理論で自らの行動を正当化し現実と調和させていたからである。南仏出身のピエトロ・ジョヴァンニ・オリーヴィは、「モノの単純な使用」概念の実践において、使用のされ方の貧しさを追及した「貧しき使用」という概念を理論化し、聖霊派の清貧観に強い影響を与えた。

しかしながら『帝政論』においてダンテが展開した論理は、フランチェスコ会やその構成員だけではなく教会そのものの所有権までも否定するという、清貧観においてフランチェスコ会聖霊派の主張を超える急進的な考え²⁴⁾であり、『帝政論』においてのみ確認することができるが、『神曲』においては明確に言及されていない²⁵⁾。ダンテが有していた清貧思想の、フランチェスコ会聖霊派をも凌駕する急進的な考え方が認められる。フランチェスコ会聖霊派にとって、フランチェスコの遺言に沿った清貧を貫く事こそが彼に倣うことの核心であり、またそれがキリストや使徒たちの清貧に倣うことの核心²⁶⁾でもあったため清貧の実践の方法論は極めて重要な論点であった。一方『神曲』のダンテが賞賛する清貧は具体性には乏しい理念的なものを超えるものではなく、教皇庁の会則認可の超えるラディカルな清貧観に明示的に踏み込むことは無かったが、『帝政論』では教皇権の皇帝権に対する優位、及び教皇の世俗における支配を否定するために教会の所有権に関してかなり大胆な主張を行っていることになる。

ボナヴェントゥーラは *Apologia pauperum contra calumniatorem*, 7. 36-39 で、ダンテが『帝政論』第3巻第10章14-17で記した教会の所有権の否定と対立するような考えを述べている。ボナヴェントゥーラは、マニ教徒たちによる

教会の財産保持に対する批判への、アウグスティヌスによる反論に言及しながら、キリストが財布を持っていたのは、財布を持つことが罪では無いことを示すためだと述べている²⁷⁾。

つまり『神曲』「天国篇」第12歌においてボナヴェントゥーラを登場させ、フランチェスコ会を代表させ語り部としての重要な役割を与えることによって彼の立場を「支持」しつつ、清貧の具体的中身に関する議論に踏み込むことなく、ウベルティーノ・ダ・カザーレ（聖霊派）とマッテオ・ダックアスパルタ（修院派）の双方を否定したダンテが、『帝政論』においては逆にボナヴェントゥーラの清貧に関する思想的枠組みまでも否定し、フランチェスコ会聖霊派が展開した清貧観を凌駕する踏み込んだ主張を行っていたことになる。『神曲』「天国篇」と『帝政論』の執筆時期が近接²⁸⁾していると考えられていることから考えても、これをダンテの年月を経た事による思想の変化であると説明することは難しい。『帝政論』に記したが、『神曲』では記さなかった考えは『神曲』には元々必要のない議論であったのか²⁹⁾、もしくは危険性を考え「自己検閲」を行ったのか³⁰⁾は簡単に結論を出せる問題ではないが、既に触れたようにダンテが「地獄篇」第19歌に登場するニコラウス3世の清貧論争と関係する側面を無視したことからも、ダンテが『神曲』と『帝政論』で見せている清貧観や清貧論争と密接に関係する所有に関する概念の違いは意図的なものであることは間違いないであろう。

4. コンスタンティヌス帝及び彼による寄進に対するダンテの評価

コンスタンティヌス帝による西ローマ帝国の寄進は、教皇権が世俗的な事柄においても皇帝権に優位し、また世俗において権力を握る際の根拠として持ち出された伝説である。「コンスタンティヌス帝の寄進状」とはそもそもどのようなものなのか改めて確認する。

ローマのコンスタンティヌス大帝が教皇シルヴェステル1世にあてたものとされる文書。大帝がキリスト教への改宗とシルヴェステルによる受洗の感謝のしるしとして、教皇権の皇帝権に対する優位を承認し、また都市ローマ、イタリア、その他帝国西部を教皇の統治権委ねたことなどが記される。実際は8世紀中葉ないし後半に偽作されたもので偽作の動機はなお確定されていないが、おそらく教皇権をビザンツ皇帝権から独立させるためと推測されている³¹⁾。

このコンスタンティヌス帝による「寄進状」はダンテの没後、ロレンツォ・ヴァッラが書いた *De falso credita et ementita Constantini donatione declamatio* (1440) によって偽書であることが論証される。ダンテが生きた時代、この「寄進状」に対しては政治的立場の違いにより様々な評価が存在したが、学術的に偽書であることはまだ見抜かれておらず、基本的には「寄進状」自体は本物であることを前提としこれを叩き台にしてダンテも教皇庁の現世支配の正統性を議論しているため、ダンテがこの「寄進状」やそれを生みだしたとされるコンスタンティヌス帝をどのように評価していたのか検討することは避けては通れない。以下『神曲』や『帝政論』におけるコンスタンティヌス帝に関する記述を検証する。

「地獄篇」第19歌 115-117行目

ああ、コンスタンティヌス帝よ、お前の改宗ではなく、あの贈り物だ！／それは最初の富める父（＝教皇シルヴェステル1世）がお前から受け取ったものだが／それがどれほどの悪の母となったことか³²⁾。

『神曲』においてまず「地獄篇」でダンテはキリスト教徒となったコンスタンティヌス帝の改宗自体を評価しつつ、コンスタンティヌス帝より教皇が受け取った寄進、すなわち世俗の支配権が悪の母となったことを嘆いている。寄進の背景としてコンスタンティヌス帝が持っていた動機の善悪につい

てここではまだ判断材料となっておらず、寄進それ自体に対する評価も示してはいない。また、それを教会が受け取った事実が有効なのか、そもそも無効であるかなどの教会の所有権に関する法的な議論にも一切踏み込んでいない。「悪の母」という表現からは教会が所有権を持っていた結果生じたことを否定的に捉えていることは確実に理解できるが、『帝政論』で示したように教会の所有権自体を否定まではしてはいないように思われる。

「地獄篇」第 27 歌 94-99 行目

そしてコンスタンティヌス帝がソラッテ山中の（教皇）シルウェステル 1 世に／ライ病の治療を頼んだのと同様に、／この者（＝ボニファティウス 8 世）は私を医師として求めたのである。／高慢さによる発熱を癒してくれと。／彼は私に対し助言を求めたが、私は沈黙した。／それというのも、彼の言葉は酔っ払いのそれにしか見えなかったからである³³⁾。

この場面ではコンスタンティヌス帝が寄進を行うきっかけとなった教皇シルウェストル 1 世へのライ病の治療の依頼と、教皇ボニファキウス 8 世がグアイード・ダ・モンテフェルトロにパレストリーナ攻略のための策略を求めたことが同等比較で結ばれている。ダンテはここでコンスタンティヌス帝に関する評価を明示してこそいないが、同等比較の対象がダンテの仇敵ボニファティウス 8 世による策略の要望であり、それを授けたグアイード・ダ・モンテフェルトロはフランチェスコが迎えに来たにも関わらず地獄へ落とされるのであるから、この場面でもダンテの記述からコンスタンティヌス帝への肯定的評価を引き出すことは難しい。

このように「地獄篇」ではコンスタンティヌス帝をダンテは批判こそしていないが必ずしも肯定的に評価しているわけではなく、彼の寄進の意図に関しても特に善意を想定する記述をしていない。ところが「煉獄篇」の終盤からダンテがコンスタンティヌス帝による寄進の意図自体は善意によるもので

あると考え、評価していることが明確になってゆく。

「煉獄篇」第 32 歌 136-140 行目

（車の）残された部分は、あたかも養分に満ちた土地が／雑草に覆われるように、（鷲の）羽によって覆われた。／（それは）恐らく健全で善良な意図を伴った奉獻物なのであろう。／そして2つの車輪も轆も羽によって覆われた／開いた口が溜息をつくこと以上に短い時間で³⁴⁾。

ダンテは「煉獄篇」第 32 歌では forse 「恐らく」という留保を付けつつもコンスタンティヌス帝による寄進の意図を健全で善良なものであると見做して、その行為自体は評価している。「地獄篇」執筆時と比べてダンテが踏み込んだ認識を示していると言えよう。更に「天国篇」第 20 歌ではより踏み込んだ認識を示す。

「天国篇」第 20 歌 55-60 行目

その後続く、法典を携えて私とともにいる者は、／羊飼いやへと譲ることを通してギリシャ人となって、／善良なる意図の下、悪しき果実を成した者である。／今、彼は知っている。彼の善行から引き出された悪は、／彼自身が傷つけられるようには働かないということ。／たとえ現世がそれにより破壊されるとしても³⁵⁾。

この「天国篇」第 20 歌に至りコンスタンティヌス帝による寄進は善良な意図によって行われた善行であるというダンテの評価が明言される。更にダンテはコンスタンティヌス帝の寄進が善良な意図の下で行われたのであれば、それが悪しき結果を生んだのであるとしても、善良な意図の下で行ったコンスタンティヌス帝自身への評価は損なわれたいとも明言することによりコンスタンティヌス帝を高く評価する。以上の記述から『神曲』の執筆者ダンテは、コンスタンティヌス帝と彼の行った寄進の背景に存在していた動機

に関し、執筆が進むにつれ評価をより肯定的なものに変えていった事が見て取れる。結果ダンテはコンスタンティヌス帝を天国に置くこととなった。

『帝政論』におけるコンスタンティヌス帝の寄進の倫理的側面への評価

『神曲』のダンテはコンスタンティヌス帝による寄進の結果生じた状況を嘆き、否定的に見ているが、コンスタンティヌス帝の寄進そのものを必ずしも無効だとは主張せず、また作品が進むにつれて寄進という行為そのものは善意から出たものであるとして評価を肯定的なものへと変えてゆく。

一方『帝政論』に於いては、コンスタンティヌス帝による西ローマ帝国の寄進は、教会がそれを受け取る権利を有さなかったためにそもそも無効であるという主張をしていることには前章で既に触れた。それでは寄進の動機に関する評価、及びコンスタンティヌス帝本人に関する評価にも『帝政論』と『神曲』とは相違が見いだせるのであろうか。

『帝政論』第1巻16章3

しかし、あの縫い目のないトゥニカ³⁶⁾が貪欲さの鉤爪によって初めて破られることに甘んじたとき以来、地上世界がどのような状態になったかについて、我々は(書物で)読むことは出来るが、願わくは目にすることがありませんように³⁷⁾。

ダンテは『帝政論』のこの箇所ではコンスタンティヌス帝本人に関して言及せず、また寄進の意図に関しても明示的には言及していない。帝国の統一性を引き裂いたのが貪欲さの鉤爪であると述べ、それによりローマ帝国の一体性が初めて破られたのだと非難しているが、コンスタンティヌス帝の寄進の意図自体が否定的に評価されているのか否か不明瞭である。少なくともここでコンスタンティヌス帝の寄進の意図自体を明確に肯定していないことは指摘できる。だが『帝政論』には以下のような記述も存在する。

『帝政論』第2巻、第10章8

それら（＝帝国の支配権や土地、財産）は出てきた所（＝皇帝の下）へと帰るが良い。それらは善良にやってきたが、悪しく返される。それというのもそれらは善良な意図の下で与えられたのであるが悪しく保有されたからである³⁸⁾。

ここでダンテは「善良に与えられたのであるが悪しく保有された」という表現を用い、コンスタンティヌス帝の寄進の意図自体は肯定的に評価してあることを明確に示唆する。

『帝政論』第2巻、第11章8

ああ幸運な人々よ、ああ栄光のアウソニアよ。お前の帝国を弱らせたあの男（＝コンスタンティヌス帝）が生まれなかったならば。もしくは彼が自らの敬虔な意図によって惑わされることが無かったならば³⁹⁾。

更にこの『帝政論』第2巻の終盤でダンテは、コンスタンティヌス帝が生まれなければ良かったのにと彼個人への否定的な評価を記しつつも、彼が西ローマ帝国を寄進しようとした意思は敬虔なものであったことを認め、繰り返し寄進の意図自体を肯定的に評価している。コンスタンティヌス帝による寄進の倫理的側面に関して『神曲』及び『帝政論』の記述は非常に類似しているが、どちらの場合でも作品を書き進めていくに従い、ダンテが寄進の動機そのものは善良なものであったとする評価をより強めてゆく傾向があることが指摘できよう。

5. 結論

ダンテは『神曲』においても『帝政論』においても清貧を重視しているが、『帝政論』において記している教会の所有権に関するラディカルな議論

と『神曲』のその踏み込み方の深度の違いは目を引いた。清貧に関する思想についてダンテは『帝政論』では教会の所有権否定にまで踏み込む、最終的に断罪されたフランチェスコ会聖霊派を上回るラディカルな考えを示している。

コンスタンティヌス帝の寄進に関してダンテが記した考えは、その動機や意図そのものは概ね肯定的に評価しているという点において『神曲』『帝政論』両作品共に類似しているが、どちらの作品でも作品が後半に進むにつれ肯定的評価の傾向がより強まっていた。コンスタンティヌス帝本人に対する評価では、彼個人への明示的な批判は行わず彼を天国に置いている『神曲』の方が、「お前の帝国を弱らせた男（＝コンスタンティヌス帝）が生まれなかったならば」と明示的に否定的な文章を記した『帝政論』における評価よりも好意的であるとも指摘し得る一面があり興味深くもあるが、ここにダンテが皇帝権の役割と皇帝本人の属性をある程度分離して考えていた思考の痕跡を垣間見することも可能であろう。

フランチェスコは現存する手稿の中で皇帝に関する言及を行っていないことが示唆するように、フランチェスコ会士たちもダンテとは皇帝権の果たす役割に関して異なる世界観を有していた⁴⁰⁾。彼らはコンスタンティヌス帝による西ローマ帝国の寄進を極めて肯定的に捉えており⁴¹⁾、フランチェスコ会内の清貧に関する議論においてコンスタンティヌス帝の寄進は主要な論点とはならなかった。ダンテが「天国篇」第12歌でフランチェスコ会の代表として語らせたボナヴェントゥーラもコンスタンティヌス帝や、その寄進に関して殆ど言及しておらず⁴²⁾従ってコンスタンティヌス帝による寄進の評価に関してダンテに影響を与えた材源と見做しうるものをフランチェスコ修道会内部の議論を見出すことは難しい。それ故に清貧が守られず教会が腐敗した問題とコンスタンティヌス帝の寄進を結び付けるダンテの思想的枠組みとフランチェスコ会士たちの間には、同様に腐敗した教皇や聖職者たちの批判者ではありながらも背景として抱える動機という観点からは一線を画した存在であったのだと指摘できる。

『帝政論』がダンテの死後、焚書処分を受け、長く教皇庁の「禁書目録」に入れられていたことには本稿序盤において触れたが、皇帝権と教皇権の関係についての見解の相違だけではなく、ダンテにとってそれを理論的に支える清貧や教会の所有権に関する考え方においても『帝政論』には『神曲』には書かれていない「危険」な内容が含まれていることが分かった。この事は『帝政論』が後に教皇庁から受けた『神曲』との取り扱いの違いに結果としては対応している。両作品の主題の違いもさることながら、俗語の韻文形を用い書いたという点からダンテは『神曲』に、ラテン語で書かれた政治思想書である『帝政論』よりもより広範な読者層の獲得を期待したことは確実であり、そういったあらかじめ想定される読者層の違いと内容の踏み込み方の違いが連動している可能性もまた排除できないであろう。

註

- 1) 本稿に掲載されている訳文は、特に断わりがない限り、投稿者による。訳文中の括弧による補足も同様である。なお原典略号は以下の通りである。
 Inf. = D. Alighieri, *Commedia, Inferno*, a cura di G. Petrocchi, Firenze, Le Lettere, 1994.
 Purg. = D. Alighieri, *Commedia, Purgatorio*, a cura di G. Petrocchi, Firenze, Le Lettere, 1994.
 Par. = D. Alighieri, *Commedia, Paradiso*, a cura di G. Petrocchi, Firenze, Le Lettere, 1994.
 Mon. = D. Alighieri, *Monarchia*, a cura di P. Shew, Firenze, Le Lettere, 2009.
- 2) 例えば「天国篇」第32歌31-33行目では、フランチェスコをベネディクトゥスやアウグスティヌスよりも上位に置いている。「そして彼の席の下には、／フランチェスコ、ベネディクトゥス、アウグスティヌス、／そして他の（聖人たちの席）が同様に同じような境界を作り、次々と下のここまで（続いている）」(Par. XXXII, 31-33: «sotto lui così cerner sortiro/ Francesco, Benedetto e Augustino/ e altri fin qua giù di giro in giro»)。
 またフランチェスコ修道会とよく対比されて語られるドミニコ修道会の創設者ドミンゴ・デ・グスマンは「天国篇」第12歌でフランチェスコ同様に称賛されているが、ここに名前は無く、こういった点でもダンテの聖人の中でのフランチェスコへの扱いは格別であると言える。
- 3) 一例として「天国篇」第11歌には登場しないが、フランチェスコと共に活動しフランチェスコ会の女子修道会であるキアラ修道会を創設したアッシジの聖女キアラも「天国篇」第3歌に置かれ称賛されている。「完璧なる生き方と高き功績が／一人の婦人（＝キアラ）を天国のより高い場所へと昇らせている、と（ピッカルダ・ドナーティが）私に言った」(Par. III, 97-98: «Perfetta vita e alto merto inciela/ donna più sù, mi disse.»)。

- 4) ダンテ・アリギエーリ『帝政論』、小林公訳、東京、中央公論新社、2018年、412頁。
- 5) 星野倫「天国と政治——ダンテ『帝政論』と『神曲』〈天国篇〉——」、博士論文（京都大学）、2018年、20頁。
- 6) 例としてドナティス派が、腐敗した聖職者による洗礼は無効であり、そのような洗礼は破棄されるべきであるとし、アウグスティヌスの見解と対立したことを挙げるだけで充分であろう。
- 7) ディーノ・コンパーニ『年代記』の第2巻35章、1303年9月から10月の記述より。「フランス王はこの理由のために、パリで大勢の神学教師や神学生達、小さき兄弟会（＝フランチェスコ会）や説教者修道会（＝ドメニコ会）そしてその他の修道会の修道士達を集めた。そして、この地にて彼（＝フランス王フィリップ4世）は彼（＝ボニファティウス8世）に対して異端であることを宣言させ、その後、多くの恐ろしい罪を告発しながら、彼に対して警告した」（Dino Compagni, *Cronica*, a cura di D. Cappi, Roma, Sede dell'Istituto storico italiano per il Medio Evo, 2000, p. 85: «Il re di Francia per questa cagione raunò in Parigi molti maestri in teologia e baccellieri, de' frati Minori e Predicatori e d'altri ordini: e quivi il fece pronunziare eretico, e poi il fece ammunire, accusandolo di molti orribili peccati»）。
- 8) Inf. XIX, 88-105: «Io non so s'ì mi fui qui troppo folle,/ ch'ì pur rispuosi lui a questo metro:/ "Deh, or mi di: quanto tesoro volle/ Nostro Signore in prima da san Pietro/ ch'ei ponesse le chiavi in sua balia?/ Certo non chiese se non "Viemmi retro"./ Né Pier né li altri tolsero a Matia/ oro od argento, quando fu sortito/ al loco che perdé l'anima ria./ Però ti sta, ché tu se' ben punito:/ e guarda ben la mal tolta moneta/ ch'esser ti fece contra Carlo ardito/ E se non fosse ch'ancor lo mi vieta/ la reverenza de le somme chiavi/ che tu tenesti ne la vita lieta,/ io userei parole ancor più gravi;/ ché la vostra avarizia il mondo attrista,/ calcando i buoni e sollevando i pravi»。
- 9) ニコラウス3世が1279年に発出した教皇令 *Exiit qui seminat* である。第7章以降、第16章まで「清貧論争」と密接にかかわる議論を展開しており、フランチェスコ会士の清貧の実践に益するような、所有権を放棄しつつ「モノの単純な使用」«simplex usus facti» という考え方を容認している。原文はフランチェスコ会関連サイトを参照のこと（<https://www.franciscan-archive.org/bullarium/exiit-1.html>）。
- 10) Par. XXI, 127-135: «Venne Cefas e venne il gran vasello/ de lo Spirito Santo, magri e scalzi,/ prendendo il cibo da qualunque ostello./ Or voglion quinci e quindi chi rincalzi/ li moderni pastori e chi li meni,/ tanto son gravi, e chi di dietro li alzi./ Cuopron d'i manti loro i palafreni,/ sì che due bestie van sott' una pelle:/ oh pazienza che tanto sostieni!»。
- 11) 「天国篇」第11歌43-117行目は、ダンテがフランチェスコを称賛する内容であり、特に79-90行目はフランチェスコの初期の弟子たちの師に倣った清貧が称賛されている。そこで描写されている清貧の具体的な描写もまた裸足とみすぼらしい身なりであり、「天国篇」第21歌での記述と類似している。

尊者ベルナルドが／最初に裸足になり、たいそうなる（フランチェスコと清貧の）和合の後を／追って走ったが、走りながらも彼には自分が遅く思われたほ

どであった。／ おお、(清貧の) 人知れぬ豊かさよ！ おお、(清貧の) たいそうなる豊饒さよ！／ 裸足となったエジーディオや裸足となったシルヴェストロは／ 花婿に続き、花嫁はかようにも(彼ら2人を) 好まれる(=清貧へと惹きつける)のだ。／ それから、あの父であり、師である(フランチェスコ)は歩んでゆく／ あの貴婦人(=清貧)と共に、そして(清貧の貴婦人の)下僕たちと共に／(彼らは)既に謙譲の腰紐を巻いていた。／ ピエトロ・ベルナルドネの息子であることによる心の卑しさも、(見る人を)驚かせるほどの軽蔑されるような外見も／彼の両眉(=両目)に重圧をかけることはなかった。

Par. XI, 79-90: «tanto che 'l venerabile Bernardo/ si scalzò prima, e dietro a tanta pace/ corse e, correndo, li parve esser tardo./ Oh ignota ricchezza! oh ben ferace!/ Scalzasi Egidio, scalzasi Silvestro/ dietro a lo sposo, sì la sposa piace./ Indi sen va quel padre e quel maestro/ con la sua donna e con quella famiglia/ che già legava l'umile capestro./ Né li gravò viltà di cuor le ciglia/ per esser fì di Pietro Bernardone,/ né per parer dispetto a meraviglia; (...)».

- 12) 「天国篇」第11歌97-99行目「ホノリウス(3世)を通じて永遠なる聖霊によって、／この修道会の長の聖なる望みに対して／2度目の王冠が被せられた」(Par. XI, 97-99: «di seconda corona redimita/ fu per Onorio da l'Eterno Spiro/ la santa voglia d'esto archimandrita»)。聖霊の発出を受けて行われたことは不可侵でありこれに逆らうことは許されない旨の記述は、『マタイによる福音書』(12.31-32)や、『マルコによる福音書』(3.22-30)など『聖書』に数多く見受けられる。
- 13) マッテオ・ダックアスパルタは教皇ボニファキウス8世の特使としてフィレンツェの教皇派黒派と連携し、ダンテら教皇派白派のフィレンツェ追放とも関わった人物であり、ダンテにとってボニファキウス8世と並び自らの「仇」とも呼べる人物であるが、ここではそのことには触れておらず、攻撃材料ともなっていない。ダンテが『神曲』で自らのフィレンツェ追放に関わった政敵を攻撃する場面として、「天国篇」第17歌52-54行目の場面が挙げられる。「過失は害を受けた側にあるとされるだろう／民衆の声の中では常に起こるように。しかし神の罰は／それを分配する真実に対する証言となることだろう」(Par. XVII, 52-54: «La colpa seguirà la parte offense/ in grido, come suol; ma la vendetta/ fia testimonio al ver che la dispensa»)。ここにあるように、ダンテは『神曲』で自らのフィレンツェ追放に関わった人物を批判することを控えているわけではない。つまりダンテのこの場面でのマッテオ・ダックアスパルタへの批判は字義通り修院派の代表であること対してのそれであると断定して良いであろう。
- 14) Par. XII, 121-126: «Ben dico, chi cercasse a foglio a foglio/ nostro volume, ancor troveria carta/ u' leggerebbe 'l mi son quel ch'ì' soglio';/ ma non fia da Casal né d'Acquasparta,/ là onde vegnon tali a la scrittura/ ch'uno la fugga e altro la coarta».
- 15) フランチェスコ修道会の「1223年会則」はインターネット上の様々な場所でも参照でき、フランチェスコ修道会のHPにおいても公開されている。第4章及び6章が修道士の清貧や無所有に関わる項目である。フランチェスコ公式HPを参照のこと(<https://www.ofm.org/la-regola.html>)。

- 16) 「1223 年会則」以前に教皇庁の正式な認可を得られなかった「1221 年会則」も存在しており、またフランチェスコ自身も会則案の修正に加わったものの「妥協」修正することは非常に嫌ったとされる。「1221 年会則」に関して語る際の文献学的な難しさや問題点に関しては、次を参照。C. Paolazzi, *La Regula non bullata secondo Angelo Clareno: tradizione testuale e rimaneggiamento*, in «AEVUM», vol. 80, n. 2, 2006, pp. 457-477.
- 17) 教皇ヨハネス 22 世が 1323 年 11 月 12 日に発出した教皇令 *Cum inter nonnullos* を指す。
- 18) この場面の注釈に関して 14 世紀の、ほぼ同時代のものを含め古い時代のものほど表面的な情報のみを扱い、背景にある「清貧論争」に触れていないことも興味深い事実である。現代の注釈、例えば 2016 年に出版された G. Inglese による注釈はウベルティノー・ダ・カザーレが聖霊派の急先鋒であった事など重要な背景情報を伝えている。Cfr. D. Alighieri, *Commedia, Paradiso*, a cura di G. Inglese, Roma, Carocci, 2016, p. 173. その一方で、The Dartmouth Dante Project (<http://dantelab.dartmouth.edu/reader>) などを通し確認できる古い時代の注釈では、とりわけ 14 世紀のものは両者の出身地などを表面的に伝え、踏み込んだものでも彼らが正反対の考えを持ち対立していたという事を表面的に伝えるのみである。唯一とも言える例外はベンヴェヌート・ダ・イモラの手による 14 世紀後半のラテン語注釈である (Benvenuto da Imola, *Lectura Dantis Ferrariensis*, a cura di C. Paolazzi, P. Pasquino, F. Sartorio, Ravenna, Longo, 2021, p. 745)。そこでもウベルティノー・ダ・カザーレの著作 (*Arbor vitae crucifixae Jesu Christi* の名は伏せられ終末論に関する書と記されているのみ) の内容が問題視され発禁となった事を伝えるのみである。「聖霊派」を直接意味する単語が『神曲』注釈に登場するのは 19 世紀前半 Niccolò Tommaseo の手による注釈が最初である (N. Tommaseo, *Commento alla "Commedia"*, a cura di V. Marucci, tomo III, Roma, Salerno, 2004, p. 1745)。そこでは *zelanti* という語彙が充てられているが、これは 14 世紀においても「聖霊派」を表す語彙の一つであった)。即ち注釈の文脈においてもこの問題を正面から議論することは長らくタブー視されていたと推察でき、ダンテと自己検閲の関係に関して考える際の一助となろう。また大黒俊二氏はダンテよりおよそ 1 世紀後の説教師であったベルナルディーノ・ダ・シエナが「聖霊派」に大きな影響を与え理論的な支柱を与えたオリーヴィの著作から 300 箇所以上の引用を行いつつも一度もオリーヴィの名前に言及していない事実を指摘している (大黒俊二「嘘と貪欲：西欧中世の商業・商人観」、博士論文 [大阪大学]、2004 年、99 頁)。本稿においては立ち入らないが、ダンテもまたオリーヴィの著作にある程度依拠しながらも彼の名前に対し一切の言及を控えている。
- 19) 「そして、イエスは使徒たちに、『財布も袋も履物も持たずに、あなた方を遣わしたとき、何か不足したものがあったか』と仰せになると、彼らは、『いいえ、何もありませんでした』と答えた。そこで、イエスは仰せになった、『しかし今は、財布のある者はそれを持ち、袋も同様に持ちなさい。剣のない者は、上着を売って買いなさい』」(「ルカによる福音書」[22.35-36]、『聖書』、フランシスコ会聖書研究所訳注、東京、サンパウロ、2011 年、209 頁)。
- 20) *Mon.*, III, X, 14-17: «Sed Ecclesia omnino indisposita erat ad temporalia recipienda per preceptum prohibitivum expressum, ut habemus per Matheum sic: "Nolite possidere aurum, neque argentum,

neque pecuniam in zonis vestris, non peram in via” etc. Nam etsi per Lucam habemus relaxationem precepti quantum ad quedam, ad possessionem tamen auri et argenti licentiatam Ecclesiam post prohibitionem illam invenire non potui. Qua re, si Ecclesia recipere non poterat, dato quod Constantinus hoc facere potuisset de se, actio tamen illa non erat possibilis propter patientis indispositionem. Patet igitur quod nec Ecclesia recipere per modum possessionis, nec ille conferre per modum alienationis poterat. Poterat tamen Imperator in patrocinium Ecclesie Patrimonium et alia deputare, inmoto semper superiori dominio, cuius unitas divisionem non patitur. Poterat et vicarius Dei recipere non tanquam possessor, sed tanquam fructuum pro Ecclesia pro Cristi pauperibus dispensator: quod apostolos fecisse non ignoratur. Poterat tamen Imperator in patrocinium Ecclesie Patrimonium et alia deputare, inmoto semper superiori dominio, cuius unitas divisionem non patitur. Poterat et vicarius Dei recipere non tanquam possessor, sed tanquam fructuum pro Ecclesia pro Cristi pauperibus dispensator: quod apostolos fecisse non ignoratur».

- 21) ボナヴェントゥーラは使徒たちの無所有を教会全体に拡大した議論を批判した。Cf. D.G. Park, *Dante and the Donation of Constantine*, in «Dante Studies», n. 130, 2012, p. 152.
- 22) フランチェスコ会の聖霊派はダンテの死の2年後である1323年、教皇ヨハネス22世によって断罪され異端宣告を受けるが、既に1318年には聖霊派の修道士4名がマルセイユで火刑に処せられるなど、ダンテの生前には既に迫害は激しかったと考えられる。その辺り事情からも『神曲』の著者ダンテは距離を取り何も印してはいない。
- 23) フランチェスコ会士たちが有しない所有権を行使するのは教会である。この場合ダンテが『帝政論』において展開した所有権に関する皇帝と教会の関係は、フランチェスコ会から見た場合の教会とフランチェスコ修道会の関係と相似形であり、この思考的枠組みを法的に認めたのが教皇ニコラウス3世である。
- 24) C.T. Davis, *Dante's Italy and other essays*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 1984, pp. 69-70.
- 25) 『神曲』「煉獄篇」第13歌127行目から129行目に登場する人物にシエナの婦人サビーアのために祈った櫛屋のピエールがいる。「もし慈愛の心によって私のことを遺憾に思った／櫛屋のピエールが、その聖なる祈りの中において／私のことを思い出すことが無かったならば」(Purg., XIII, 127-129: «se ciò non fosse, ch'a memoria m'ebbe/ Pier Pettinaio in sue sante orazioni, / a cui di me per caritate increbbe»). 櫛屋のピエールはフランチェスコ会の第三会員で、その敬虔さや実直さが尊敬されていた人物であったが、それと同時にフランチェスコ聖霊派に属し、ウベルティーノ・ダ・カザーレらと極めて近い人物でもあった。さらにアンダーヒルは櫛屋のピエールが聖霊派の修道士にして詩人でもあったヤコポーネ・ダ・トーディとも直接の知り合いであった可能性をも指摘している (E. Underhill, *Jacopone da Todi Poeta e Mistico 1228-1306. Una biografia spirituale*, traduzione di C. Peri e M. Peri, Todi, Tau, 2019 [1ª ed. 1919], p. 171)。このようにダンテは『神曲』において聖霊派が断罪される論点となった「清貧論争」には深入りすることは無かったものの、『神曲』においてもフランチェスコ会聖霊派の人物を肯定的な文脈で登場させることを通して、聖霊派との親近性を感じさせる要素の痕跡を完全に消し去っているわけでもない。

- 26) D. Bolognesi, “*Et miror si iam non est: L’Arbor vitae di Ubertino da Casale nella “Commedia”*”, in «Dante Studies», n. 126, 2008, p. 70.
- 27) Bonaventura da Bagnoregio, catholiclibrary.org, (<https://catholiclibrary.org/library/view?docId=/Medieval-OR/BonaventuraSOPusculaAdOrdinemSpectantia.00000173.la.html;query=Nequaquam+est+intelligendum%2C+quod+Apostoli+proprium+aliquid+vel+commune+possederint;chunk.id=00000003>): *Apologia pauperum contra calumniatores*, 7.36-39.
- 28) 星野倫氏は『神曲』『天国篇』と『帝政論』2つの作品が1317-1321年というダンテの最晩年に並行して書かれたのではないかという説を提示している(星野倫、前掲論文、まえがきix、及び114頁)。また星野倫、前掲論文28-34頁では『帝政論』の執筆年代に関する先行研究が明瞭に纏められている。星野氏の指摘の他にも本稿で論じているコンスタンティヌス帝による寄進へのダンテの評価の変遷などもこの説を補強する要素となり得ると考える。両者が並行して書かれたか否かはともかく、「天国篇」と『帝政論』が恐らくダンテの晩年の近接した時期に書かれたことは現在では多くの研究者が認める所であろう。
- 29) 『神曲』でも「天国篇」第19歌においてダンテはペテロやパウロの清貧を引き合いに出しながら高位聖職者たちの貪欲さを批判していることは既に見たが、そこでもダンテが攻撃していたのは聖職者個人であり教会全体に拡大した議論を行なっていない。勿論ペトルス・ダミアーニが腐敗した聖職者たちを批判する場面であるからそれは作品の構造上必要ないとも言えるが、そういう構造の作品にした事自体にもまた作者のメッセージは込められていよう。詩人にとって訴えたいことがありそれが書けるならば躊躇なく行える技量をダンテが有したことに疑問の余地はないからである。
- 30) ダンテが亡くなった1321年には南仏のナルボンヌでキリストや使徒たちは何も所有していなかったという主張をしたベギン会士たちが異端審問官に告発され、それを発端に2年後の1323年、キリストや使徒たちは何も所有していなかったと主張する者たちがヨハネス22世によって異端として断罪された。つまりダンテが『帝政論』の中で示していた清貧や所有に関わる概念は、ダンテがあと数年長く生存していた場合、極めて重大なトラブルを引き起こした可能性があったと指摘できる。
- 31) 早川良弥の記述による。『新編 西洋史辞典』、京大西洋史辞典編纂会編、東京、東京創元社、1983年、293頁。
- 32) Inf., XIX, 115-117: «Ahi, Costantin, di quanto mal fu madre,/ non la tua conversion, ma quella dote/ che da te prese il primo ricco padre!»
- 33) Inf., XXVII, 94-99: «Ma come Costantin chiese Silvestro/ d’entro Siratti a guerir de la lebbre,/ così mi chiese questi per maestro/ a guerir de la sua superba febbre;/ domandommi consiglio, e io tacetti/ perché le sue parole parver ebbre.»
- 34) Purg., XXXII, 136-140: «Quel che rimase, come da gramigna/ vivace terra, da la piuma, offerta/ forse con intenzion sana e benigna,/ si ricoperse, e funne ricoperta/ e l’una e l’altra rota e ’l temo, [...]».
- 35) Par., XX, 55-60: «L’altro che segue, con le leggi e meco,/ sotto buona intenzion che fé mal frutto,/ per cedere al pastor si fece greco:/ ora conosce come il mal dedutto/ dal suo bene operar non li è

nocivo, / avvegna che sia 'l mondo indi distrutto».

- 36) 十字架上のキリストの衣類、ここではローマ帝国の統一性の表象。ダンテが『帝政論』においてキリストが身に着けていた縫い目のないトゥニカをローマ帝国の統一性の表象と見做していることは同じ『帝政論』第3巻10章6以下の一節からも確認できる。「それゆえもし、彼らが言うように、コンスタンティヌス帝により、帝国から幾つかの特権・権威が譲渡され、それらが教会の権力下に入ったならば、真の神であるキリストを槍で突き刺した者でさえもあえて引き裂かなかった、縫い目のないトゥニカが引き裂かれていた事だろう」(*Mon.*, III, X, 6: «Si ergo aliquae dignitates per Constantinum essent alienate – ut dicunt – ab Imperio, et cessissent in potestatem Ecclesie, scissa esset tunica inconsutilis, quam scindere ausi non sunt etiam qui Cristum verum Deum lancea perforarunt»)。
- 37) *Mon.*, I, XVI, 3: «Qualiter autem se habuerit orbis ex quo tunica ista inconsutilis cupiditatis ungue scissuram primitus passa est, et legere possumus et utinam non videre».
- 38) *Mon.*, II, X, 3: «Redeant unde venerunt: venerunt bene, redeunt male, quia bene data, et male possessa sunt».
- 39) *Mon.*, II, XI, 8: «O felicem populum, o Ausoniam te gloriosam, si vel nunquam infirmator ille Imperii tui natus fuisset, vel nunquam sua pia intentio ipsum fefellisset!»
- 40) 実際教皇ボニファキウス8世とフランス王フィリップ4世が争った際、フランス王はフランチェスコ会聖霊派を支持し、両者は事実上の盟友関係にあった。Cfr. D. Bolognesi, op.cit., p. 77. ダンテのアナーニ事件への反応は「煉獄篇」第20歌85-96行目参照のこと。
- 41) D.G. Park, op.cit., pp. 107-108.
- 42) Ibid., p. 103.